

平成20年2月8日

各 位

会 社 名	株式会社 I H I
代表者名	代表取締役社長 釜 和 明 (コード番号 7013 東証第一部)
問合せ先	広報室長 竹 園 良 雄
T E L	03 - 6204 - 7030

当社株式の監理銘柄（審査中）指定の解除，特設注意市場銘柄の指定
ならびに改善報告書の提出請求に関するお知らせ

本日，当社は，株式会社東京証券取引所（以下，「東証」という。）より，平成20年2月8日付で当社株式の監理銘柄（審査中）への指定を解除する旨の通知を受領いたしました。また，新たに平成20年2月9日付で当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の通知を受領し，併せて改善報告書の提出を求められましたので，下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監理銘柄（審査中）指定の解除

当社は，平成19年12月11日付で「業績予想の修正および過年度訂正に関する調査状況について」を開示いたしました。この開示内容から，東証より有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められる相当の事由があると判断され，今後の推移および訂正報告書提出後の審査いかんによっては有価証券上場規程施行規則第605条第1項第14号（上場会社が有価証券上場規程第601条第11号a前段に該当すると認められる相当の事由があると東証が認める場合）に該当するおそれがあるとのことから，投資者に注意を喚起するため，監理ポスト（本年1月より，「監理銘柄（審査中）」に呼称変更）に指定されたものであります。

その後，当社は，平成19年12月12日付で「業績予想の修正および過年度決算の訂正に関する調査結果ならびに当社の対応方針のご報告」において過年度決算訂正の影響額の詳細について開示し，平成19年12月27日には過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出しておりましたが，本日，東証より，審査の結果，上場廃止基準に該当しないと判断した旨の通知を受領し，東証の監理銘柄（審査中）への指定が解除されることが決定いたしました。

2. 特設注意市場銘柄への指定

上記1. のとおり、監理銘柄（審査中）の指定は解除されましたものの、当社において工事進行基準対象工事に係る総発生原価見通しを適切に算出しチェックするうえで、必要な情報が適時に利用可能な形で伝達されないなど必須情報を把握するプロセスが機能していなかったこと、また、本社部門による事業部情報のモニタリング体制も万全でなかったことが判明しました。このことから、東証より、当社において内部管理体制等についての改善の必要性が高いと判断され、有価証券上場規程第501条第1項の規定に基づき、当社株式を特設注意市場銘柄に指定されたものであります。

3. 改善報告書

当社は、平成19年12月に過年度の決算短信等の訂正を開示しましたが、これは、当社の適時開示を適切に行なうための体制における重大な不備に起因する不適切な開示であり、東証より同体制について改善の必要性が高いと認められ、有価証券上場規程第502条第1項の規定に基づき、その経緯および改善措置を記載した報告書の提出を求められました。

当社は、市場の信頼を傷つけ、東証よりこのような処分を受けたことを厳粛かつ真摯に受け止めております。当社グループは、信頼回復に向け、コーポレートガバナンスの更なる強化にグループ役職員が一丸となって尽力していく所存です。当社は、先に設置した社内調査委員会および社外調査委員会からの提言を受け、再発防止策について鋭意検討を行なっており、その内容については取締役会の決議を経て別途速やかにお知らせしたいと存じます。

株主の皆様、投資家の皆様、お客さまをはじめとする関係者の方々に対して、多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、あらためてお詫び申し上げます。

以上